

## 香川県条例第29号

### 香川県自転車の安全利用に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、自転車の利用に係る交通事故を防止するため、自転車の安全利用に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び関係団体の責務並びに市町の役割を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用を総合的かつ計画的に促進し、もって県民が安全で快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 関係団体 交通安全、自転車の安全利用又は損害保険に関する活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。
- (4) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (6) 道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。
- (7) 自転車損害保険等 自転車の利用に係る交通事故（第4条及び第9条において単に「交通事故」という。）により生じた他人の生命、身体又は財産の被害に係る損害を填補するための保険又は共済をいう。

#### (基本理念)

第3条 自転車の安全利用は、自転車利用者、歩行者及び自動車等の運転者が互いに立場を尊重しながら道路を共用することにより、県民が安全で快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すという基本的認識の下に、県及び市町、県民、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。第5条第1項及び第8条第2項において同じ。）の関係者、事業者並びに関係団体が相互に連携し、及び協力しながら促進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、身近な交通手段として自転車が果たしている役割を踏まえ、その利便性を損なわないよう配慮した上で、交通事故を防止するための総合的かつ計画的な施策を市町及び関係団体と連携して実施するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全利用に関する理解を深め、家庭、学校、職場、地域社会等において自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 県民は、県及び市町が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 県民は、基本理念にのっとり、道路を歩行者として通行するときは、法その他の法令を遵守するとともに、自転車への注意を怠ることのないよう努めなければならない。
- 4 県民は、基本理念にのっとり、自動車等を運転する場合において、自転車を追い越そうとするときは、速度を減じ、及び当該自転車との間に安全な間隔を保つよう配慮し、自転車利用者が道路を安全に通行することができるよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、基本理念にのっとり、法その他の自転車の利用に関する法令（以下「関係法令」という。）の遵守に関する啓発活動その他の自転車の安全利用に関する活動を積極的に推進するよう努めなければならない。

(市町の役割)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、県及び関係団体と連携し、その地域の実情に応じた自転車の安全利用に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(自転車交通安全教育等)

第8条 県は、自転車利用者が自転車の安全利用に必要な技能及び知識を習得する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全に利用することができるよう、発達の段階に応じ、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保護者は、その監護に係る未成年者に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずることにより、自転車の安全利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

4 事業者は、業務又は通勤のために自転車を利用する従業者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講ずることにより、自転車の安全利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車利用者の遵守事項等)

第9条 自転車利用者は、道路における交通方法に関し次に掲げる事項を遵守するとともに、交通事故を自ら防止するよう努めなければならない。

- (1) 自転車の通行が法令上認められた歩道において、歩行者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、その安全に配慮するとともに、その利用に係る自転車を押して歩くため、当該自転車から降りること。
- (2) 他の自転車との並進（法令上認められたものを除く。）その他の歩行者、他の自転車及び自動車等の通行を妨げるような運転をしないこと。
- (3) 日没前の視界が十分でない時間及び日没から日の出までの間、前照灯をつけること。
- (4) 携帯電話用装置又は画像表示用装置を操作しながら運転する行為その他の運転上必要な注意を怠る行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、関係法令に規定する事項

(自転車の点検整備等)

第10条 自転車利用者及び自転車の貸付けを業とする者その他の事業活動において自転車を利用させる者は、道路において利用し、又は事業の用に供する自転車について、基準（関係法令に規定する自転車の安全性に関する基準並びに知事が定める自転車の点検及び整備に関する基準をいう。第3項において同じ。）に適合するように、必要な点検及び整備を行わなければならない。

- 2 保護者は、その監護に係る未成年者が道路において利用する自転車について、前項に規定する点検及び整備を行わなければならない。
- 3 自転車の点検又は整備を業とする者は、前2項に規定する者の求めに応じて点検又は整備を行うときは、当該自転車について、基準に適合させなければならない。
- 4 自転車の販売を業とする者は、当該自転車の利用が関係法令の規定に違反することとなることを知って、制動装置、前照灯、反射器材その他の基本的な装備を欠く自転車を販売してはならない。

(乗車用ヘルメットに係る情報提供等)

第11条 県及び関係団体は、乗車用ヘルメットの適正な方法による着用の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自転車損害保険等への加入)

第12条 自転車利用者は、自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護に係る未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。
- 3 事業活動において従業者に自転車を利用させる者は、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。  
(自転車損害保険等への加入の確認等)

第13条 自転車の販売を業とする者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

- 2 自転車の販売を業とする者は、前項の規定による確認により加入していることが確認されなかったときは、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。  
(自転車損害保険等に係る情報提供等)

第14条 県及び関係団体は、自転車損害保険等について、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。  
(自転車に係る道路交通環境の整備促進)

第15条 県は、市町、県民、事業者及び関係団体と連携し、自転車を安全に利用することができる道路交通環境の整備の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。